

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年1月

### 1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

### 2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 02) 第6591号	大原技研 (有)	大原 正男	浜田市下府町327-64	許可を受ける全ての建設業	令和6年1月10日
2	島根県知事許可 (般 02) 第5417号	福原建装 (有)	福原 敬明	益田市赤城町9-2	許可を受ける全ての建設業	令和6年1月31日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 04) 第2477号	クサカ建設 (株)	日下 雅彦	出雲市矢野町808-1	管、園	令和6年1月5日
2	島根県知事許可 (般 03) 第6023号	平田通信 (株)	石野 周二	出雲市灘分町834-14	電	令和6年1月5日
その他 (特定許可廃業→一般許可取得)						
1	島根県知事許可 (特 04) 第8746号	ダイワエンジニアリング (株)	深田 勝彦	益田市中島町イ19-2	土、と、石、舗、解	令和6年1月29日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイ  
ル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」  
防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工  
事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業